

岩手県告示第243号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏 名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	
令和7年3月21日	平 和幸	二級建築士	第6406号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため